

## 佐賀県監査委員告示第1号

佐賀県監査基準（令和2年佐賀県監査委員告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

佐賀県代表監査委員 原 惣一郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(監査等の範囲及び目的)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 次に掲げる監査及びその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み実施するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による職員の賠償責任に関する監査</p> <p>(6) 略</p>	<p>(監査等の範囲及び目的)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 次に掲げる監査及びその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み実施するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による職員の賠償責任に関する監査</p> <p>(6) 略</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。